

民法Ⅲ最終到達度検証試験問題

2021年1月27日

松岡 久和

【問題1】

次の5つの文章は正しいか。まず、正誤を○×で示しなさい。見解が対立する場合には、判例の趣旨にそって判定しなさい。次に、正しい場合には、その根拠を説明しなさい。誤っている場合には、その箇所を指摘して、誤っている理由を説明しなさい。なお、当事者の記号は、たんに説明の便宜のために付けたものである（各8点。合計40点）。

- 1 集合物に動産譲渡担保が多重に設定できるかどうかについては議論があるが、仮にその成立を認めるとしても、後順位担保権者はその譲渡担保を実行することができない。
- 2 空いた土地に建物を建設する資金を貸してその土地に抵当権の設定を受け対抗要件を備えた抵当権者は、その建物の建設に積極的に協力したものであるから、土地の抵当権を実行する場合、法定地上権の成立を否定することはできず、競売における土地の買受人も建物所有者に対して建物収去・土地明渡しを求めることができない。
- 3 動産売買の先取特権者は、目的物が転売されれば、その目的物には物上代位権を行使できない代わりに、転売によって生じた代金債権につき物上代位権を行使できる。この場合、その転売代金債権がすでに第三者に譲渡されて対抗要件が備えられた後であっても、先取特権者は、その債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。（赤字の「で」は脱字で試験時間内に気付いて訂正）
- 4 SがXから100万円を借り受ける際に、連帯保証人Bと共に（通常の）保証人になったYは、Sが30万円を返したとしても、70万円を支払う義務がある。
- 5 債務者が経済状態を改善するため時価5000万円の遊休不動産を4500万円で売却する行為は、現に500万円の責任財産の減少があり、かつ、不動産を消費・隠匿しやすい金銭に変えることが債権者を害するおそれが高いから、原則として、詐害行為取消しの対象となる。

【問題 2】

次の事例が裁判所で争われた場合を想定して、下記の設問 1～4 に答えなさい。各設問は相互に独立したものである。

2020年4月2日、AはBから古くなった居宅甲の大改築費用として3000万円の融資を受け（期間1年）、その債務（利息年利10%は元本と一括し3300万円を返済する。遅延損害金は年利20%）を担保するため、兄Cに連帯保証人となってもらった。保証契約書の条項には保証契約の期間はとくに定められていなかった。Aは、さらに、甲およびその敷地乙（甲の大改装後の合計時価5000万円相当）を、担保としてBに譲渡し、Bへの所有権移転登記を行ったが、引き続き甲に居住し、乙の駐車スペースに自家用車を駐車していた。

（設問 1） 2021年1月27日、Bは、甲および乙をDに3300万円で譲渡し、Dが甲および乙の移転登記を備えた。同日、Dが所有権に基づいて甲・乙の明渡しを求めてきた場合、Aは従うしかないのか（20点）。

（設問 2） 2021年4月2日までにAはBに債務の弁済ができなかったため、Bは、甲および乙をDに4500万円で譲渡し、Dが甲および乙の移転登記を備えた。Dが所有権に基づいて甲・乙の明渡しを求めてきた場合、Aは従うしかないのか（20点）。

（設問 3） 2021年4月2日までにAはBに債務の弁済ができなかったが、Bは何も言わなかった。2022年4月2日に、BがAに請求することなくいきなりCに3900万円の支払を請求してきた場合、Cは支払わなければならないのか（10点）。

（設問 4） 2021年4月2日にAはBに元本の一部である1000万円と利息300万円のみを支払い、元本残額2000万円の弁済期日を1年間延長してもらったが（利率・遅延損害金は当初約定を維持）、Cにその事実を告げないまま、2021年8月末に行方不明になり、まもなくCもAの失踪を知った。2022年4月2日に、BがCに対して、3900万円の支払を請求してきた。Aの家族に連絡して1300万円の一部弁済の事実を知ったCは、いくら支払わなければならないのか（10点）。